

人間性の認定について

岡田敬司

1 人間性をケア可能性から見る視点 —介護の現場から—

この視点が近代最大の発見と言われる人間性という概念にまつわる諸問題に光をあててくれると思われたのは、井口高志氏の論文、『『人間性』の発見という希望と隘路—認知症とされる人を介護する家族の経験を問うことから—⁽¹⁾を読んだときである。

家族介護者は、相手の「意思表示」「まともさ」—ここでは誤解をおそれず「人間性」と呼んでおこう—の発見を肯定的な出来事として強く意味づけて、介護者としての役割を必死に継続している。⁽²⁾

「呆けても心は生きている」という認識は、認知症の人に「思い」が存続していること、それ故、そこに「人間性」を認識しなければならない、という主張につながっていく。こうしたことは近年のインタビュー法での研究などを通して顕著になってきているが、そこで発見される「人間性」の内実についての吟味はあまりなされていないのが現状である。井口論文はこの点の突破口を開いてくれる可能性があるように思えるのである。

「自分で食べようとする」自発的な「意思」を見出すとか、「一瞬の痛さ、寒さ、暑さ」といった反応を見つけるとかは、介護者以外の者では難しいのだが、そこには確かに「まともな」母親の「反応」があるのだという。

ここに成立しているのは、私がかつて「対生活者コミュニケーション」と名付けた⁽³⁾ものと同じ性質のものである。私は母子間の喃語の成立をさして名付けたのだが、ここでは老母の「喃語もどき」を介護者である娘が解釈しているのである。喃語の場合、音声と意味の対応が、その母子だけが了解している規則に従っているのがあったが、今は言語表現を失った老母の「表現」は表情とかに現れる「兆候」でしかなく、その意味を確立できるのは、対生活者である娘のみなのである。そこには、一般性、公共性を欠くとは言え、確かに複数の主体を拘束する規則が存在しているので

ある。対生活者コードのようなものが成立していることは、例えば老母が病院に入院したとき、娘は通いで世話をすることになったのだが、「Bさんと一緒にいるときには表情が違う」と看護師から指摘されたことでもわかる。ここまできると、コードというよりは、愛着や人見知りといった感情交流の存在の方が近いかも知れないが・・・。

「二人きりなので、ついわかってしまうので、先回りしてやってしまう」という娘の言葉は重要である。つまり介護者は老母の表現を解釈したのか、それとも場の文脈を解釈したのか、という問題である。場の文脈は老母の表現によって決まるときもあるが、老母の意思表示抜きに、その身体状況の知覚と過去の知識の合成物として決まることも多いのである。場の文脈を解釈して、「当人の意思表示を待たずに」反応してしまった場合、老母に想定された「人間性」は想像の産物であり、幻影だったことになろう。いや、人間性とはそもそも解釈者の思い入れによるねつ造物かも知れないのである。

2 大監禁時代前後の出来事

M・フーコーが『狂気の歴史』や『監獄の誕生』で記した事に従いながら、大監禁という歴史表現と「人間性」の関係を考えていきたい。

中世社会では、狂人も子どもも（正常な）大人たちに混ざって生きていたのだが、17世紀中葉に全ヨーロッパ的に、社会的異物を監禁して監視することが企てられるようになった。狂人は盗人や浮浪者と一緒に監獄に入れられ、子どもたちは家庭や学校にかこいこまれた。これが大監禁時代の到来である。⁽⁴⁾

監獄での出来事として重要なのが、一望監視装置（パノプティコン）に見張られる中で、囚人達が常時「見張られている」という意識を持つようになり、ひいては、自分で自分を監視するようになることであった。⁽⁵⁾「理性」の産出である。理性とは教育によって形成された自己統制の審級なのである。

時代を下って18世紀末から19世紀初頭に、社会的排除として監禁されていた狂人たちが解放される日がやって来る。ピネルがパリのサルペトリエール病院で狂人たちを患者として遇すべく解放する。⁶⁾ こうして狂人たちを患者として監獄外で処遇する「精神医学」が成立してくるのである。余談ながら、子どもたちについて言えば、彼らを家庭外で処遇する「学校教育」が成立し、一般化していくのがほぼ同時代である。

さて、「人間性」の発見について言えば、一般的にはこの囚人たちの解放のとき、「狂人の人間性が(再)発見された」とされるのであり、それゆえピネルは「人道的」医師と呼ばれる。狂人を人としてあつかったが故に、人道的なのである。これが普通の見方であるが、フーコーの見解は少し違う。フーコーの見るところ、ピネルそして精神医学も本質的には偽善的なのである。確かに非人間的、動物的扱いからは解放したが、モラルの病という見えない網で再度からめとっているからである。⁷⁾ 患者は自分の行為を自己決定する自律者=自由人ではなく、医者及び家族の指示に従順である限りにおいて「自由」であるにすぎない。

3 ルノーとフェリーの考える人間性

A・ルノーとL・フェリーが『68年の思想』『個人の時代』などの著作⁸⁾で展開した考えによれば、フーコーをはじめとする68年の思想は反-人間主義である。フーコーの「人間の死」の宣言ほど明快ではないにしても、ラカン、リオタール、デリダ、アルチュセールの指導的立場の思想家たちは反-人間主義という点で一致しているという。後にポストモダンの思想としてもはやされる反-理性主義という意味での反-人間主義のさきがけだったのである。

ルノーとフェリーはこの逆、つまりカントの流れを汲む理性主義であり、人間主義である。この姿勢は大監禁時代前後の意味把握において、フーコーと大きな違いとなる。フーコーは中世社会が健常者と精神病者という区別がまだ存在しない「解放的」で「寛容」な社会だったという。これが大監禁時代の到来と共に、あからさまな、暴力的区別そして排除がなされたのであり、かつて人々の間に認められていた狂人の人間性の認定がここでついでさったのである。そして大監禁時代が終わったときに人間性の認定が回復したかとい

えば(フーコーによれば)さにあらずである。新たに登場した精神医学は患者たちを人間として認定したのではなく、逆に人間性(特に理性)において欠損のある者というレッテルを貼ったのである。

ルノーとフェリーの時代解釈は全く異なる。彼らによれば、中世社会の「寛容さ」は実際は「無関心」なのであり、人々は狂人が自分の傍で生きようが死のうが、関わる気がなかったのである。確かに近代の解放後のおせっかいな治療と称する見えない支配網は、中世にはない。しかし、この網の不在は、狂人たちが人間扱いされていたことを意味するものではさらさらでない。狂人たちは人間扱いはおろか動物扱いさえされておらず、ただ端的に無関心、無視の対象だったのである。ルノーとフェリーの言葉ではないが、彼らの考え方からすれば、大監禁の暴力的区別さえ無視よりははるかにましな動物視の如きものであつただろう。解放後の網にからめとられることは、彼らの考えでは「人間化(他我化)するための歩み⁹⁾」であり、精神医学的治療はレッテルを貼って患者をおとしめるためではなく、逆にすくいあげる営為なのである。

4 人間性とは何の謂いか

これまで、井口、フーコー、ルノーとフェリーの三者の考える「人間性」の概略を見てきた。

井口の考えでは、人間性とは当人の意思伝達可能性のことであり、少し拡大して意思解読可能性であった。

フーコーの考えでは、人間性とは何よりも自由であり、有形無形の拘束の廃棄で実現する何ものかであった。

ルノーとフェリーにとって、人間性とは理性的な判断力の存在のことであり、少し拡大して、暴力なしに共に生きることができることである。

ここで総合にはிரりたいが、われわれとしては井口が「コミュニケーションに自分の思いをのせることができる」ことを人間性の定義の根幹としていた点に学ぶことが多い。それはフーコーの場合のように「拘束の無さ」のような否定表現による定義ではなく、肯定表現による定義になっている。人間性は近代の概念らしく、主体的な行為能力として定義されるのである。自由であることは、人間であることが実現した結果として出現する付随的なことである。

さて、ルノーとフェリーの理性主義的な人間性の定義と井口の考えとの関係はどうなっているだろうか。

ルノーとフェリーの考えは一種の段階論である。主体性、特に解釈意思なし（中世）、動物的主体性（大監禁）、人間的主体性（解放後）の三段階である。コミュニケーションが成立するためには、何よりも表現意思と解釈意思が存在しなければならないから、第一段階は除外されよう。第二段階の動物的主体性でも、「それなりの」コミュニケーションは成立するから、ここで「人間性」の存在を認めてもよいことになる。実際、認知症の進んだ老母の主体性認知と、かわいがっている犬の主体性認知と、どちらが容易か判断になやむであろう。相手の意思のようなものが伝わってくる点では、しかも言葉ではない点でも同じなのである。人間は動物の一種なのだから、何の不思議もない連続性である。

第三段階の理性的主体性であるが、これがフーコーの指摘通り、ある種の拘束の下に成立していることに注目しよう。言語的に意思を表現し、解釈されれば一番よいのだが、これがぼう大な数の規則群の上に成り立っていることは周知のことである。精神病患者の場合、彼らが第三段階的に処遇され、人間性を認定されるのは、言語的あるいは非言語的に意思伝達が成立したときである。つまり規則群への服従を前提としているのである。これは理性欠損状態のままでの自由の享樂ではさらさらなく、一定の理性能力の回復を実現した上での一定の不自由の受容である。不自由（拘束）との対決によって自己の能力の証を刻みこんだ上でのコミュニケーション実現のよろこびである。

さて、井口の考える人間性が「ケア可能性」としてその存在をたしかめうるものであったことを思いおこそう。論じてきたコミュニケーションの成立は一般に考えられているような、相互的なものではなく、人間性を認定される側の意思表現力が著しく弱くて、それを認定する側が解釈能力の強さでもって補っているものであった。それが「ケア可能性」としてのコミュニケーションの成立である。ケア可能性とは、いわば非対称コミュニケーション可能性なのである。ここでは、人間性は理性的能力、道具的能力をかなりの程度失っても、立派にその存在を認定されるのである。「人間性」がねつ造の臭いがするのは、非対称コミュニケーションによって認定されることが多いからであろう。

本人が認定できなくてもよいとされるからである。解釈者の思い入れ次第のように見えるからである。内の回路で為されるはずのことが、外の回路で為されるからである。

5 人間性と自己性の間

要介護者において認定されたりされなかつたりする「人間性」のあやしさと、精神分析がいうところの「自我」のあやしさとが、同根のものではないか、というのが、この節の検証対象である。

精神分析がいうところの自我のあやしさとは何であったか。本当の自己とは、自己の認識する「自己だとおもうもの＝自我」ではない。本当の自己は分析技法を介してはじめて明らかになるもので、通常は「それ (Es)」と名付けられている。⁽¹⁰⁾つまり、意識される自己とは真の自己ではなく、意識されない自己こそが真の自己だということである。⁽¹¹⁾

人間主体の本当の姿は、自己意識には像を結ばず、かえって、「そうであってほしい自己」などといった偽りの像を結ぶという事実があるということである。一般化して言えば、人間はそうあってほしいことを投影して認識する傾向があるのである。

自己像が本人に甘いものであることは、世界事象の認識が自己に甘いものであるほどに害はない。つまり、生存に関する危険にはつながらない。というよりも、真の自己像を認識することが、世界への適応の問題として成り立ってはならず、社会的関係性の次元での錯覚として成り立っているからである。つまり、自己とは、他者のようななものかだ、という同類意識として成立しているのである。精神分析が同一視と名付けたこのメカニズムは人間の自己認識の根本傾向だといえよう。ただし、人間独自のものだといっているのではない。魚でも鳥でも異性への自己アピール行動において、同性の個体へのライバル視が同一視現象の一つとして出現する。生殖行動におけるこれらの自他混同現象⁽¹²⁾は、種に属しながら個体としての自己をアピールする必要性がひきおこす副産物である。実際、種の視点からすれば、雄として生殖行動に参加するのがどの個体であろうとかまわない。雄の個体が他を押しつけて自己を主張する理由がないのである。個体としての自己主張をしない働きバチの行動こそ、合理的であ

るように思われるのである。

さて、自己認識が幻想的、錯覚的の自己像に行き着いてしまうことと、種に属するものでありながら、個体の個別性にこだわることの間、どのような関係が成り立っているだろうか。

錯覚としての自我像が、自他関係における矛盾（one of them と only one との対立）を解消することに注目しよう。他と並存しつつ、自己存在の個別性を主張することは、例えば権力的に他者を支配することで実現する。支配者としての自己像はその自己愛の故に、自己が本当は他と並存する者にすぎない、という真実にヴェールをかけてしまう。この真実の部分を見ずにいることを可能にしているものこそ、「支配者としての自己」という錯覚的の自我像なのである。（これが錯覚であるのは、二面のうちの一面しか見ないからである。われわれは自己についての真偽を軽率に語りすぎたかも知れない。自己が複数の現れ方をするのであれば、それらの全体をもって真の自己とするというのがわれわれのとりあえずの提案である。一面性はその一面へのとらわれの故に偽なのである。もちろん多様な自己の現れの中には、そのような一面性としての限界にとどまらない文字通りの偽があるかも知れない。その場合でさえも、「何故にそのような偽の自己が現れたか」を理解することでその偽は有意義な情報としての自己像となるのである。）

生殖行動における雄の自己主張も、同様に理解可能である。即ち、個体としての自己主張にはまりこんでいる雄としては、自分がただの種の一員であって、それ以上ではない、という真実は認めたくはない。むしろ否認したい。この個体の自己意識に現れる自我像は、まさに自己特有の像として機能する。同類の像と何の違いもない像であるにも拘らず、である。「種の一員」という真実はヴェールをかけられて見えなくなっているのである。であればこそ、雄の個体は知覚した「種の一員」の刻印としての生殖模様、敵の個体に対するかのように攻撃をしかける。それが「種の一員」としての自己像と同じものであるにも拘らず、である。もっとも、これらの解釈は「それがライバル現象というものだ」の一言に及ばないのであるが・・・。

「自己とは何か」という問いと、「人間（性）とは何か」という問いは双生児のような関係にある。前者が

個体としての自己と種としての自己の双方を含んでいるのに対し、後者は明らかに種としての自己を問うているように見える。

われわれは井口論文において、「人間性」がいかなる条件の下に、人間主体に対して認定されたりされなかったりするのかを問うてきた。これは明らかに「種の一員」の資格認定であった。一方、精神分析がいう自我の錯覚性とは、われわれの理解するところでは、「個体特有性」と「種の一員性」との混同であり、矛盾対立であった。個体特有性は、一人称の主体が固有名をもって自己を同定するとき、確定される。一般にこれは種の一員としての自己の同定よりも高級な精神的行為だとされている。つまり自己固有性の認識は人間性の認識を超過する部分である。普段の生活において、この部分は特段の必要性がない。ところが、個体の生存の余剰部分としての「生殖行動」において、この部分がにわかに重要となり、その表現に高度な工夫がなされることとなる。つまり、「種の一員でありながら、他よりも卓越している個体」という自己表現のし方である。おなじみの「流行を先取りして、他よりも抜きでる」やり方としてファッションでよく知られているものと同型である。生殖行動における主体の自己認識は、自己の二面性にいかに対処するかという大仕事なのである。

ここでのわれわれの主張では、「種の一員性」こそ真の自己であり、「個体特有性」は精神分析の言う自我と同様、錯覚なのであるが、これは換言すれば、自己は外部の回路でこそ認識されるのであり、内の回路で認識されるのは実は妄想的錯覚だと言うことである。日常的な自己認識とは逆である。

6 私の行為の意味とは何か

話を分かりやすくするために、意味一般ではなく介護対象である老母の行為の意味としておく。

前節までの考察から、主体の＜私＞性に二つの意味があることがわかった。個別主体としての私と人一般の主体性を指す私である。固有名詞で同定される私と、一人称代名詞＜私＞で同定される主体の違いと断言していいだろう。

水を飲むという行為の意味は、この二つの私にとってどのように違ってくるだろうか。固有名詞の私とし

ての母が水を飲むことの意味は、「ああ、母はこんなにのどが渴いていたのだな。かわいそうに。昨日はあまり水を飲んでいなかったからな」といったように、母の行為の理由とか、因果関係としての原因とか、目的とかの形で了解されるであろう。つまり、個人としての主体＝母の理由とか目的とか原因とかである。

ここで話が込み入ってくるのは、個人としての行為主体の理由、目的、原因と言っても、「当の個体を生起の場とした」「人一般の行為理由、目的、原因」である場合も多いからである。というより、この二つの区分けは厳密には不可能である。水を飲みたがるのは個体的個人主体である母であるし、同時に人一般の生理的要求でもあるからだ。

一応の区別として、母個人の生活史に理由とか目的とか原因を求めることができる場合、これを固有名の主体としての母の個人の行為の意味とし、そうではなく、人一般の性向に理由、目的、原因を求めるしかない場合、これを人一般としての母の行為の意味としよう。たとえば、「忙しくて昨日は一日ほとんど水を飲んでいなかったから」は固有名の主体の行為理由であり、「運動量、発汗量から推測して 300cc の水の補給が必要だ」という理由は、人一般の身体主体の生理的必要であり、行為の意味だと言えよう。後者の場合、行為の意味はほとんど原因と言っていいものであり、前者が個人特有の生活史的事実が行為を説明できる、あるいは了解させる理由となっていたのと対照的である。意味をわからせるのが生活史的経験事実であるか、生理学的法則であるかの違いと言ってもよからう。

われわれは話を分かりやすくするために「生理学的法則で説明がつく」行為の場合を人一般の行為とした。しかし、厳密には主意的な行為は「自由意思」によるところが大きいというのが定義であり、法則で説明がつくのは行為の発端とか末端とかに過ぎないであろう。生理学的法則で説明がつくのは行動であって行為ではないのである。本来われわれが問題としたのは、行為主体の二つの水準、個体的主体と人一般的主体の区別であって、行為主体と行動メカニズムの区別ではなかったのである。図らずも人一般的主体の行為理解を行動メカニズムの理解になぞらえることに行き着いてしまったが、これが比喩的な表現の彩ですむものかそれとも根本的な誤解が入り込んでしまったのかを確認しなければならないだろう。

おそらく、発端や末端が法則で説明がつく行為、という表現をしたときから混乱は始まっていたのであり、このような表現がぴったりくる行為を「身体主体の行為」というように特定しておくべきであった。これが行動でないことは、例えばメルロ＝ポンティの現象学的記述⁽¹³⁾を参照すれば明らかである。そして何よりも、身体主体は匿名の主体と言われるように、人一般的人間主体として固有名の主体を下支えするような主体なのである。身体において人間は行動と行為を、法則と自由を連結するのである。

逆に言えば、身体主体性に支えられた（動物主体性に支えられた）個体的主体の意思表示こそが、「この私の思い」を表したものとして、「人間性の存在」として受け取られるのである。はじめの定義では人一般的主体を指すものであった「人間性」が、ここでは当該主体と解釈主体のペア生活史の存在を前提にするものに意味を精密化してきたようである。この定義になると、家族もペット動物も同様に「人間性」を認定されてしまいかねないのではあるが・・・。

7 結論にかえて

人間性の存在認定は自己モニターによる自己認識（内の回路）ではなく、周囲の他者たる解釈主体による他者認識の回路（外の回路）を通してなされるのであり、これを単なる「もの」認識に貶めない条件の把握が重要である。それは、今のところ「当該主体と解釈主体のペア生活の成立事実」である。ペア生活の成立事実こそが相互に外部から意味を与え合った経験蓄積の結果として、行動の行為への読み替えを可能にするのである。特別なこの私という認識は常識では内の回路で為されるものとされるが、この内の回路自体、他者との関係生活を送る中で、自他の切り分けを習得して初めて成立してくるものである。もちろん、ペア生活の成立自体が、両主体の身体としての、それも共鳴し合う身体としてのあり方に基礎を置いているのである。

「行為」の認知と「人間性」の認知が同じであることは、以上の講論から既に明らかであろう。私の行為あるいはこの他者の行為の意味は「特別な私」あるいは「特別なあなた」の行為の絡み合う対生活の流れの中でこそ浮かび上がってくるのだ。つまり、人間性と

は単に人一般的主体性の謂いではなく、相互交渉における認識が対称的であるか否かにかかわらず、特別な個体としての主体性と人一般的な主体性との同時的、重層的認知だったのである。そしてこれは、普通は言語的意思表明において確かに為しおおせているのである。(私が「私」と言うとき、私が人一般的主体であると主張すると同時に、私がかげがえのない特別の私であることが主張されている。)この人一般性と「特別な私」性の一致の信念こそ、フォーコーがこだわる自由の認識であり、ルノーとフェリーのこだわる判断力の認識である。というも、人一般性としての私は「心理法則に決定された私」に還元される危険につきまともわれているのだが、かろうじて「この私がかげがえの無さの意識において心理法則を超えている」ことが確認できるからであり、又これは、特殊な私が普遍的な私に含まれうるという信念として、まさしく「判断」の成立を示すものであるからだ。⁽¹⁴⁾

更に言うならば、人間性の認定とは、外の回路の認識と内の回路の認識とが同じであるという信念の成立に他ならない。それが信念以上の客観性を持たないのは、内の回路の認識が主観的なもの以外ではあり得ないからである。そして、この認定は客観性を条件とするものではなく、社会性、つまり外の回路と内の回路の一致を条件とするものなのである。社会性はペア生活史の中で育まれたものである。ペア生活史は単なる主観の現象を間主観的現象に転じさせ、恣意の戯れかも知れないものを人の共通規則に従う何かとして、つまり「人間性」として現象せしめるのである。養育の場面であれ、介護の場面であれ・・・。

注

- (1) 上野千鶴子、他(編)『家族のケア、家族へのケア』岩波書店 2008年 93-112頁
- (2) 同 94頁
- (3) 岡田敬司『コミュニケーションと人間形成』ミネルヴァ書房 1998年 28頁
- (4) M・フォーコー『狂気の歴史』新潮社 1975年 68頁
- (5) 同 『監獄の誕生』新潮社 1977年 202頁-226頁
- (6) 同 『狂気の歴史』486-7頁。ここではビセートル施療院の話。
- (7) 同 『狂気の歴史』524頁、528頁
- (8) A・ルノー『個人の時代』法政大学出版局 2002年
A・ルノーとL・フェリー『68年の思想』法政大学出版局 1998年
- (9) 同 『68年の思想』119頁。他者でなく他我として狂人を目指す近代精神医学、という見方はM・ゴシェとG・スウェインによっている。
- (10) S・フロイト「自我とエス」『フロイト著作集(18)』岩波書店 2007年所収
- (11) J・ラカン『フロイト理論と精神分析技法における自我(上)』岩波書店 1998年 10頁及び16頁に、ラカンはランボーに倣って「私とは一個の他者だ」とか「自分が自分であると信じる狂気」といった表現をしている。
- (12) 同 『精神分析に四基本概念』岩波書店 2000年 131頁、
Lacan, J. *Écrits*, Éditions du Seuil, Paris, 1966, pp104-106
- (13) M・メルロ＝ポンティ『行動の構造』みすず書房 1964年
- (14) I・カント(牧野英二訳)『判断力批判(上)』岩波書店 1999年 26頁